

鳥取県スポーツ審議会委員公募要綱

1 目的

スポーツ基本法が制定され、スポーツに関する施策の一層の充実が求められていることに鑑み、障がい者スポーツを含めたスポーツ全般に関する事項について審議する。

2 公募委員の役割

公募委員は、鳥取県スポーツ審議会（以下「審議会」という。）に出席し、その他の委員とともに鳥取県スポーツ推進計画、その他の推進に関する重要事項について調査審議する。

3 募集内容

公募委員の募集に当たっては、次のとおりとする。

(1) 応募資格

鳥取県民の方で、次のすべての要件を満たすこと。

ア 生涯スポーツ（健康の保持・増進やレクリエーションを目的とし、乳幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象とするスポーツ）に関する知識、経験及び意欲があること。

イ 県内在住の満18歳以上の方であること。（令和2年4月1日現在）

ウ 鳥取県が設置する他の附属機関の委員に就任していないこと。

エ 審査会に参加できること。（平日日中に年2回程度開催）

オ 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。

カ 鳥取県議会議員及び鳥取県職員でないこと。

(2) 応募方法等

所定の応募様式により、期限までに提出先に必要事項を記載した書類を持参、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかにより提出すること。

(3) 募集人数

公募する委員は1名以内とする。

(4) 応募期間

令和2年7月20日（月）から同年8月7日（金）（必着）まで

(5) 任命の時期及び任期

令和2年8月下旬（予定）から2年間

(6) 応募書類提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課スポーツ振興担当

電話 0857-26-7919 ファクシミリ 0857-26-8129 電子メール sports@pref.tottori.lg.jp

4 公募委員の決定

公募委員の決定に当たっては、次のとおりとする。

(1) 決定方法

応募書類による書類選考によりスポーツ振興局スポーツ課において候補者を選定し、地域づくり推進部長が決定する。

(2) 応募がない場合等の取扱い

再募集は行わない。

5 決定後の手続等

選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。

6 その他

(1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しない。

(2) 原則、審議会は公開で行う。なお、氏名及び発言内容を含め、議事録及び会議の資料を公開することについて、同意すること。

(3) 公募委員として審議会に出席される場合には、県の規定に基づき、謝金と交通費を支給する。

(4) その他、公募に関する具体的な手続きについては、スポーツ振興局スポーツ課で定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。